

新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

NO.	分類	照会・報告内容	回答・指示内容
1	感染防止対策	<p>県介護保険課からの事務連絡では、不要・不急の面会を制限するように求められていますが、訪問介護・居宅介護支援でも利用者の自宅を訪問することを控えるべきですか。</p>	<p>事務連絡の趣旨は、入所系施設における利用者と家族等との不要・不急の面会の制限を求めるものであり、訪問サービスを控えることを求めるものではありません。</p>
2	感染防止対策	<p>事業所で新型コロナウイルス感染防止対策のマニュアルを作成中だが、高齢者施設向けの感染症対策マニュアル以外に、訪問サービス向けのマニュアルはありませんか。</p>	<p>訪問サービス向けのマニュアルはありませんが、介護保険最新情報Vol.808の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」の該当部分や、一般県民向けの「新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ」に記載されている相談の目安(風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続く場合は、要相談)を参考にしてください。</p>
3	職員が感染した場合	<p>もし職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、事業所としてどのように対応すればよいでしょうか。 感染した職員が1人でも休業要請は出るのでしょうか。</p>	<p>介護保険最新情報Vol.808の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」に、施設・事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組について明示されていますので、あらかじめご一読ください。 福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、各福祉施設等におかれまして、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。 また、休業要請を行うかどうかは、様々な要因を総合して衛生部局が決定しますので、ご質問の内容だけでは判断出来ません。なお、休業要請の判断は、当課とも連携を取って行われます。 まずは、感染予防の徹底にご尽力ください。</p>
4	職員が感染した場合	<p>当施設では、利用者に新型コロナウイルス感染者が出た場合、職員全員が濃厚接触者になる可能性がある。 保健所に問い合わせたところ、濃厚接触者は14日間の自宅待機を求めざるを得ないと言われた。 そうすると施設運営ができなくなる。どうしたらよいか。 なお、施設では、感染症を持ち込まないことが重要と考え、現在、外出、外食は禁止、面会も原則禁止している。</p>	<p>濃厚接触者かどうかは、発症の時期や感染者との関わりにより、保健所が判断するため、全員が濃厚接触者になるとは限らない。 なお、濃厚接触が疑われる段階では、症状があれば自宅待機とし、なければ保健所と相談のうえ、職員の状況も勘案して対応することになります。 まずは、感染症を持ち込まないよう、引き続き感染症予防に細心の注意を払ってください。</p>
5	職員家族の感染疑い	<p>施設職員の同居家族が、昨日から38度の高熱があったため、帰国者・接触者昨日相談センターへ連絡したところ、自宅待機と言われたと報告がありました。昨日の時点で、当該施設職員に症状はありません。 施設として、職員に対し自宅待機命令を出すべきでしょうか？</p>	<p>まずは、職員及び同居家族の本日の健康状態を確認してください。 その結果、職員に発熱等の症状がある場合は自宅待機させていただきます。 職員本人に症状がない場合は、保健所と相談のうえ、他の職員の勤務状況を踏まえ、対応してください。例えば、シフト調整が可能で、別の職員と代わるなどして出勤等を控えさせることも可能です。 なお、当該職員の方には、厚生労働省が示している【ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～】を参考に生活いただくとともに、健康管理の徹底に努めていただくようご指導ください。</p>
6	職員家族の感染疑い	<p>近く、職員の家族が海外から帰国し、同居する予定ですが、施設としてどのように対応すれば良いですか。</p>	<p>帰国者への対応については、入国制限対象地域や入国にあたっての取扱が変更となる可能性があるため、最新の情報をご確認ください。 なお、現時点では、入国の14日以内に入国制限対象地域に滞在歴のある方は全員PCR検査が実施されます。また、検査結果が陰性の場合も入国した次の日から起算して14日間は自宅またはホテル等で待機するよう要請されているようです。 仮に、帰国されたご家族が、空港でのPCR検査が陰性で、帰宅後同居される場合は、少なくとも国から待機要請が出ている期間、当該職員の方には、厚生労働省が示している【ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～】を参考に生活いただくとともに、健康管理の徹底に努めていただくようご指導ください。この間、職員自身に症状等がない場合は勤務を継続することができますが、職員には、自身及び帰国されたご家族の健康状態に十分注意を払い、少しでも変化があれば、保健所や事業所に連絡し、指示を仰ぐよう指導してください。 なお、職員を自宅待機とする場合の休業補償については、労働局へお問い合わせください。</p>
7	職員家族の感染疑い	<p>職員の家族が働いている職場で、新型コロナウイルスの感染者が出ました。(家族は、濃厚接触者ではない。) 保健所に確認したところ、当該施設職員は自宅待機とはならないと言われましたが、予防として職員を休ませるべきでしょうか。</p>	<p>当該施設職員は自宅待機にはあたらないのであれば、職員の体調に気を配りながら勤務いただいてもよいのではないのでしょうか。</p>

8	職員家族の感染疑い	入所施設職員の同居家族が、濃厚接触者として、保健所から自宅待機を命じられました。現在、職員とその同居家族の二人ともに症状は出ていません。 職員にも2週間の自宅待機を命じるべきでしょうか。	職員本人に発熱等の症状が出れば、自宅待機を行い、保健所の指示に従ってください。 職員本人に症状がない場合は、保健所と相談のうえ、他の職員の勤務状況を踏まえ、対応ください。例えば、シフト調整が可能で、別の職員と代わるなどして出勤等を控えさせることも可能です。 なお、職員及び同居家族の健康状態に変化があった場合、改めて保健所及び県にご連絡ください。
9	利用者の感染疑い	週2回訪問介護、週1回通所介護を利用している方の同居家族が、海外渡航歴があり、PCR検査を受けられた。検査結果がわかるまでの間、利用者のサービス利用を控えてもらうべきでしょうか。	検査結果が出るまでの間については、「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」として、通所介護の利用は控えていただき、自宅待機としてください。 また、居宅介護支援事業所等が保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保することになりますので、訪問介護等の必要性を再度検討した結果、サービスを提供することとなる場合は、感染防止策を徹底のうえ、訪問介護サービスを提供してください。
10	自主休業等	新型コロナウイルス感染の予防対策のため、現時点で濃厚接触者が出ていない訳ではないが、念のため休業したい。	県としては、福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、各福祉施設等におかれまして、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要と考えています。 貴事業所におかれまして、感染防止対策を徹底していただきながら営業していただくようお願いいたします。
11	自主休業等	デイサービスのご利用に関して、大阪府の非常事態宣言を受けて利用自粛や時短の案内などを進めるべきか検討しています。また、サービスの社会的責任から過度な安全策は望ましくないと考えており、対応に苦慮しています。	県としては、福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、各福祉施設等におかれまして、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要と考えています。 貴事業所におかれまして、感染防止対策を徹底していただいたうえで、営業いただくようお願いいたします。したがって、利用者の居住地により自粛をお願いするのではなく、ご本人やご家族に感染の疑いや濃厚接触の疑いがある場合など、個別事情によりご判断ください。 なお、感染防止対策をするうえで、例えば、利用者が密集してしまうなど、感染拡大防止の観点から、利用する曜日の変更、日数や時間数の減少をお願いせざるを得ない場合も、一律に利用自粛や時短の扱いをされるのではなく、各利用者ご本人およびご家族の状態を個別にご判断いただき、ケアマネージャーも交えて必要なサービス提供量を見極めたうえで、計画変更も含めご検討ください。
12	サービス提供関係	新型コロナウイルス感染を心配する入所者のご家族の希望により、本来なら在宅復帰するはずの入所者が、在宅復帰せず施設に入所し続けるケースが何件かある。そのため、在宅復帰率が下がり、加算が取れなくなる可能性が高いが、何か特例はないか。	お問い合わせのケースについて、現時点では、該当する特例はありません。 なお、都道府県が公衆衛生宅の観点から入所又は退所の一時停止等を要請した場合等の特例につきましては、介護保険最新情報NO.796問1及び問2をご覧ください。
13	サービス提供関係	通所リハビリテーションに関して、感染症対策のため自主休業した場合、利用者の居宅を訪問してサービスを提供し、介護報酬を請求することが認められている。現在、通所事業所を休業しているわけではないが、利用者から「コロナ感染が怖いので通所リハの利用を控えたい」という申し出が数件あるが、このような利用者の居宅を訪ねてリハビリを行い、報酬を請求することは可能ですか。	感染拡大防止の観点から必要がある場合は、可能です。介護保険最新情報Vol.779をご参照ください。 なお、自宅でのリハビリテーションを希望する利用者が増えた場合に、事業所として感染拡大防止の取組を維持しながら、全員の希望に対応できるのか、また、通所リハビリテーション事業所でのサービス提供が安全に提供できるのかも十分ご検討のうえご対応ください。 また、利用者・ケアマネージャーと相談し、ケアプランを見直して、通所リハビリテーションから訪問リハビリテーションへ変更することも検討されてはどうでしょうか。
14	サービス提供関係	新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いとして、「介護予防通所リハビリテーションが月途中で休業し、サービス提供が中断された場合は日割り計算ができる」とあるが、利用者が事業所にサービス提供を断られた場合でも、同様の扱いができるか。	まず、事業所側が明確な根拠なく、利用者のサービス提供を断ることはできません。本人や家族の体調等から疑わしい場合は、保健所や医師に相談のうえ、冷静に対応していただくようお願いいたします。
15	サービス提供関係	今後、通所介護の事業所を自主的に休業した場合に、当該通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問して入浴介助を行うことは可能か。	可能です。介護保険最新情報NO.770の別紙1の2を参照ください。

16	サービス提供関係	利用者が新型コロナウイルス感染防止のために、自宅でのデイサービス(通所型サービス)を希望した場合、送迎減算となりますか。	感染拡大防止の観点から必要がある場合は、居宅まで職員が行ったうえでサービスを提供するので、送迎減算には当たらないと考えます。送迎減算がないため、別途訪問に伴う交通費を利用者から徴収しないよう注意してください。
17	サービス提供関係	グループホームと認知症デイを併設している。グループホーム入所者への感染拡大を防ぐため、認知症デイの利用者を、別の地域密着型デイに通ってもらい、サービス提供したいと考えているが可能か？	最終的には、指定権者の判断になりますが、認知症デイの利用者が、通う場所、環境、周囲の人間が急に変わってしまうことから、うまくなじめない可能性があります。現に感染を疑われる者や濃厚接触が疑われる者がいない段階でご質問のような対応をすることは是非については冷静かつ慎重な判断が求められます。 利用者本人、ご家族、ケアマネとよく相談したうえで、様子を見ながら徐々に行うことをおすすめします。
18	サービス提供関係	デイサービスの利用者が減少しており、休業も考えている。 質問①事業所では訪問サービスを行っていないが、デイの職員が、デイ利用者の居宅を訪問して、サービス提供し、報酬を請求することは可能か。 質問②通所介護を完全に休業しない場合であっても、①の訪問を行うことは可能か。	①新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため特に必要な休業の場合、可能です。(介護保険最新情報Vol.770) ②新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため特に必要な休業の場合、可能です。(介護保険最新情報Vol.770)ただし、通所介護事業所でのサービス提供が安全に提供できるかどうか、十分ご検討のうえご対応ください。
19	サービス提供関係	新型コロナウイルスの感染が確認された幼児が通う保育園に勤める保育士と同居する家族へのサービス提供(訪問看護)を拒否されたが、そのような扱いは認められるのか。	県としては、福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、各福祉施設等におかれまして、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要と考えています。 事業所におかれましては、感染防止対策を徹底していただいたうえで、通常どおり営業いただくようお願いしています。 事業所は明確な根拠なく、サービスの提供を断ることがないよう注意願います。また、本人や家族の体調等から感染や濃厚接触が疑わしい場合は、保健所や医師に相談のうえ、冷静に対応していただくようお願いしています。
20	マスク・衛生用品	通所介護事業所ですが、スタッフ用のマスクが底をつきそうです。国会で、国がマスクを放出したと言っていたのですが、当事業所に回してもらえるものはありますか？	国が放出されたマスクの配分については、医療機関が優先であり、介護事業所分は多くありませんでした。そのため、介護事業所のうち、訪問看護等の医療処置を行う事業所や、要介護度の高い高齢者が集団で生活されている施設に優先的に配付いたしました。 県では、今後通所介護等の介護事業所にマスクを配付するため、現在確保に努めています。 また、国から事業所職員と利用者分の、布製マスクが順次送付されているのでそちらも活用ください。
21	マスク・衛生用品	消毒用エタノールは配布してもらえますか。	手指消毒用エタノールについては、現在、国に優先供給を要請しているところですが、確保ができた分からは、順次事業所に送付をしているところです。しかし、供給が逼迫していることから、入荷の見通しが立たず、各事業所への配付スケジュールをお示しすることができません。ご理解ください。
22	マスク・衛生用品	国から高齢者施設・事業所の職員及び利用者へ配付される布製マスクはどのように配られますか？	高齢者施設・事業所の職員及び利用者への布製マスクの配付は、いずれも直接国から次の送付先に直接送られます。 【職員用】 事業所・施設 【利用者用】 施設・居住系サービス:施設等 訪問系・通所系サービス:居宅介護支援事業所 ※ただし、小多機・看多機は各サービス事業所 予防・総合事業:地域包括支援センター なお、数量や内訳については、県に知らされておりませんので、4月11日以降に国の電話相談窓口へ直接お問い合わせください。 (布製マスクの配付に関する国の電話相談窓口) 0120-829-178
23	マスク・衛生用品	ケアマネ事業所を通さずプラン作成し、訪問入浴事業所を利用しているが、国が高齢者施設・事業所の職員及び利用者へ配付する布製マスクは自分にも配付されますか？	配付対象となっています。 国に確認したところ、「訪問入浴事業所の利用者として把握しているため、当該訪問入浴事業所からケアマネ事業所へ連絡してマスクを確保されたい」とのことでした。 なお、4月11日以降もマスクが届かない場合は、国の相談窓口へ問い合わせるよう国から通知されていますので、お問い合わせください。 (布製マスクの配付に関する国の電話相談窓口) 0120-829-178

24	マスク・衛生用品	<p>国から地域包括支援センターに送付された布製マスクは、高齢者へ郵送してもよいですか。 その場合の郵送料は各自治体負担ですか？</p>	<p>国から地域包括支援センターに送付される、布製マスクは、介護予防サービス等の利用者分です。配付方法は、来所の際にお渡しいただくことが想定されておりますが、自治体負担により該当者に郵送されても差し支えありません。なお、確実に該当利用者に届くようご留意願います。</p>
25	マスク・衛生用品	<p>入所施設で看護師として働いています。痰吸引の際、利用者がすごく咳き込まれるが、施設に医療用のマスクや防護服の準備がされていません。 医療と連携して対策を検討してください。</p>	<p>感染防止のための衛生用品や防護物品等が必要であると認識しており、県としても確保について検討をしているところです。しかし、防護服やゴーグルをはじめ、衛生用品等の供給が逼迫しており、現時点で入手の見通しが立っていません。 引き続き、衛生部局と連携し、確保に努めて参ります。</p>
26	情報共有	<p>県が通所介護事業所等に休業要請をする場合、市町村にも知らせてもらえますか？ 居宅サービスの事業所が休業すると、ケアマネージャーが中心になって利用調整が必要になるが、市に情報が入っていれば迅速に対応が可能となるため、知らせて欲しい。</p>	<p>休業要請をする場合の関係機関への情報提供の方法については現在整理をしているところであるが、市町村へも情報が届くようにします。</p>
27	情報共有	<p>新型コロナウイルスに感染されている方の情報をもっと提供してもらいたい。その方が感染の防止につながるのではないかな。</p>	<p>個人情報保護の観点から、現在報道発表されている以上の情報提供はさせていただけないことをご理解ください。 <参考> 県が行う報道発表の内容は、国の「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」(令和2年2月27日付事務連絡)に基づき、感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にすることを目的に、情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように個人情報の保護に留意しながら行っています。</p>